

## 主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

## 理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九条ノ二に定められている抗告のみが右の場合にあたる。ところが、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は、抗告人の本件忌避申立を排斥した原決定の違法、不当を主張するものにすぎない。所論民訴法三九条は除斥又は忌避についての裁判機関を定めたものにすぎず、裁判官が所論憲法七六条所定の良心に従つた裁判をするかどうかとはなんら関係がないのであるから、右民訴法三九条が憲法の右規定に違反する旨の所論違憲の主張は、その前提を欠く。したがつて、本件抗告は民訴法四一九条ノ二所定の場合にあたらないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和五二年一二月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	服	部	高	顯	
裁判官	環		昌	一	